

北名古屋市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年1月16日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

子育て支援課及び保育課

対象期間 令和7年4月1日から令和7年11月28日までの所管事務

実施期間 令和7年11月5日から令和7年11月28日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査とともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

子育て支援課及び保育課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜子育て支援課＞

主な所管事務は、こども計画、次世代育成支援、少子化対策、子ども子育て会議、児童センターきらり及び児童館の運営及び活動、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の運営及び活動、放課後子ども教室、子ども会、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、病児保育、児童手当、遺児手当及び児童扶養手当、特別児

童扶養手当に関する事務である。

(1) 補助事業について

社会福祉団体運営費補助金について、補助金の交付を受けた団体からその構成組織に対して助成しているが、交付決定等において使途等の精査がされていなかった。

意 見

- (1) 児童手当返納金等の徴収事務にあたっては、債権者との折衝経過を適切に記録し決裁することで、徴収の機会を逸することのないよう努められたい。
- (2) 児童センターきらり音楽スタジオにおいて、市外在住者と市内在住者の料金に差がないことについては、市民利用に考慮した料金設定を検討されたい。
- (3) 業務委託契約事務にあたっては、委託した業務が適切に履行されていることを確認し、契約書にて取り交わした事項の遵守を徹底されたい。また、業務の実態を契約書における取り決め事項が網羅しているか点検し、不一致が見受けられる場合には、適宜修正を検討されたい。

＜保育課＞

主な所管事務は、子ども・子育て支援新制度、保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園、一時預かり保育、児童発達支援事業所、児童福祉施設等の整備及び管理に関する事務である。

(1) 補助事業について

- ア 認可外保育所運営費補助金について、事業認定のための手続きの一部で法令等に基づかない不適切な処理がされていた。
- イ 認定こども園施設整備資金借入金元利保証補助金について、申請書の添付書類に誤りがあった。

意 見

- (1) 契約事務を実施するにあたっては、契約時に取り交わした事項が適切に履行されていることを確認するとともに、契約が完了した際の確認を確実に行われたい。また、業務仕様書等が契約の目的や履行内容に即したものであるか適宜点検されたい。
- (2) 補助金の交付にあたっては、当該要綱の条文を確実に点検し事務にあたられたい。
- (3) 保育園が徴収する保護者負担金については、施設における現金の管理負担軽減

のため、電子決済を用いた方法を検討されたい。

(4) 被服等貸与品の管理に際しては、適正な管理方法について検討されたい。